

# 乙第44号証

## 第四章 保険給付

に該当する場合は、いかなる被保険者も受給できる。

(十九) 「厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて

指定を受けたときは、その除外された病床を除く。……）又は薬局」

(1) 保険医療機関または保険薬局のことである。

保険医療機関または保険薬局の制度は、昭和三十二年三月の法改正により設けられた制度であり、昭和十七年に団体自由選択主義を廃止し、保険医等の強制指定制度に転換したことにも匹敵すべき画期的意義を有するものであつた。

従来、保険医療組織の中核をなすものは保険医および保険薬剤師であり、このほかに官公立大学附属病院等の保険者の指定する者が存在していた。したがつて、従来の保険医療組織は、医師、歯科医師および薬剤師を保険医または保険薬剤師に指定するという、いわゆる個人指定制度がその中心をなしていた。この保険医、保険薬剤師の制度を否定して、保険医療機関または保険薬局の制度に切り替えたということは、個人指定方式から機関指定方式に転換したことであり、その転換の理由は、従来の個人指定方式が、医療の実態にそぐわなくなつていたからである。

すなわち、従来の個人指定制度の下では、個々の医師、歯科医師、薬剤師を指定し、この個々人が療養を担当する責めを負つっていた。しかし、最近の医療組織の下においては、特に病院にその例をとつてみれば、個々の医師が患者の診療にあたることはもちろんあるが、むしろ、病院という有機的組織体が一体となつて患者の診療を行うということが実態となつており、したがつて、保険医という個人の医師のみが保険診療の責任を負うという制度は種々の不合理を生ずるに至つていた。たとえば、ある病院において被保険者が療養の給付を受けようとする場合、初診の際の医師と再診の場合の医師とが異なり、再診の場合でも曜日によりそれぞれ異なる医師が診療を行うということは、今日では通常の形態となつている。これは、個人の医師のみが一人の患者に対して診療

を行うという形でなく、病院という機関が一人の患者に対して診療を行うという形になってきたことを示すものである。また、入院にしても、その病院の保険医が、その患者である被保険者に対して、個人として全責任を負つて診療に従事するものではなく、医師を中心として看護師、栄養士、診療放射線技師等が一つの有機体を形成して療養の給付を行うのである。もちろん、看護師、栄養士、診療放射線技師等の職員は、医師の指示を受けてその業務を行うものであるが、前に述べたように指示を行う医師が日により変わつていく場合があり、したがつて、個人指定制度の基本をなす、一人の医師と一人の患者という関係は、近代医療の分化的傾向からして、次第に稀薄化していくものであるといえよう。さらに、病院であつても診療所または薬局であつても、以上のような人の要素のほかに、種々の物的要素すなわち各種の物的設備も一体となつて医療にあたつているのであり、いわば人と物とが結合された組織が医療を行うというのが実態である。

また、従来、診療報酬の請求は、保険医もしくは保険薬剤師またはこれを使用する者が行うことになつておりますが、使用者から請求できることとしていたのは病院等の総合性を認めて請求を一本化して行うこととしたと解されるが、この場合においてもたとえば使用者が不正請求をした場合、その処分としては、そこに勤務し診療にあつた保険医の取消し、戒告という処分を行わざるを得ないこととなり、もし保険医の取消しをしても、不正を行つた悪質な使用者が他から保険医を雇用しさえすれば依然として保険診療を続けていくことができるという不合理が生ずるのである。このような不合理は、個人指定方式をとつている以上避けられないものであつた。

そこで、生活保護法においても機関指定制を採用していること等をも勘案し、従来の不合理性を是正するために機関指定方式を採用したのである。

(2)

次に、保険医療機関または保険薬局の性格は、全国健康保険協会管掌、健康保険組合管掌の別なく、健康保険の被保険者であればすべてに対し療養の給付を行うという開放的性格である。

これは、保険医療機関または保険薬局は、従来の保険医または保険薬剤師と同様に次の目的のために定

められた制度だからである。すなわち、保険医療組織は、健康保険の被保険者が疾病にかかりまたは負傷したときに、できるだけ容易に、できるだけすみやかに療養の給付を受けられるよう組織されていなければならず、そのためには、特定の被保険者のためのものではなく、健康保険の被保険者であれば、誰でも、自由に療養の給付が受けられる医療機関または薬局が広範囲に設置されていなければならない。保険医療機関または保険薬局は、このような要請を満たすために定められた制度である。

もし、病院、診療所、薬局でその設立目的が一般に開放されているものが、健康保険の被保険者に対して、診療または調剤を行おうとすれば、すべてこの保険医療機関または保険薬局の指定を受けることになる。したがって、ほとんど大部分の病院、診療所、薬局が、この保険医療機関または保険薬局に該当する。

保険医療機関または保険薬局が、この条第三項に掲げてある他の二種類の機関と根本的に異なる点は、この開放的性格である。

「保険医療機関として指定を受けた病院が、保険者を一、三に限定しその被保険者及び被扶養者のみを診療することはできない。(昭和三二年九月二一日保険発第一二三号)」

(3) 保険医療機関または保険薬局となるためには、厚生労働大臣の指定を受けなければならないこと(第六十五条)、保険医療機関または保険薬局においては、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」または「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」により療養の給付を担当し、また、保険医または保険薬剤師に診療または調剤にあらせなければならないこと(第七十条)、療養の給付に関して厚生労働大臣の指導を受けなければならないこと(第七十二条)、保険医療機関または保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、法律で定められている一部負担金を支払わなければならないこと(第七十四条)、診療報酬の請求額は厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならないが、割引診療の契約を結ぶことができること(第七十六条)、厚生労働大臣の監査を受けること(第七十八条)、一月以上の予告期間を設けて指定を辞退することができること(第七十

九条)、一定の事由に該当したときは指定を取り消されること(第八十条)等については、それぞれの条において説明する。

なお、保険医、保険薬剤師の制度は、存置されているが、従来の制度とはまったく性格が異なっている。これについては、次の条において詳細に説明する。

(二十一)「特定の保険者が管掌する被保険者に対する診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局」

(1) この病院、診療所または薬局の形態は、この条第三項第二号に規定しているので、以下第一号の形態というふとにする。その具体的なものとしては、旧政府管掌健康保険においては旧健康保険病院、健康保険組合管掌の健康保険においてはいわゆる事業主医局のようなものがこれに該当する。

(2) その性格は、保険医療機関または保険薬局が開放的であるのに対し閉鎖的であるのを特色とする。

すなわち、第一に、この医療機関または薬局を利用できる者は、特定の保険者の管掌する特定多数の被保険者に限定され、第二に、この限定された被保険者の診療または調剤のために設置されたものであり、第三に、この医療機関または薬局の開設者と利用者である特定の被保険者との間に、事業主と被用者という雇用関係その他特別な関係のようなものが存在していること、これらが要件とされるからである。

典型的な具体例は、事業主医局であるが、事業主医局がこの第二号の形態の病院または診療所に該当する理由は、第一に事業主医局の利用者は、その事業主が経営している事業所に設立されている健康保険組合の組合員である被保険者に限定されていること、第二に事業主医局の設立目的は、右の健康保険組合の被保険者という特定多数人の診療のために設立されたものであつて一般の人々に開放することを設立目的としていないこと、第三に事業主医局の開設者すなわち事業主と、利用者である被保険者との間には雇用関係という特殊な関係が存在していること、以上三つの要件を備えているからである。

(3) したがつて、一般の開業医が、その開設していた医療機関を、この第二号の形態の医療機関に転換しようとし

号）においては、社会保険制度内の連携による保険料納付の促進の観点から、社会保険に密接に関わる事業者等について、長期間にわたって自主的な納付がない場合には当該事業者等の指定等または更新を認めないよう、健康保険法、介護保険法および社会保険労務士法において所要の改正がなされた。健康保険法においては、病院等の開設者または管理者が、社会保険料の滞納処分を受け、正当な理由なく三月以上引き続き滞納している場合には、厚生労働大臣は、保険医療機関等の指定をしないことができることとされた。

## 【解釈と運用】

### （一）「指定」

従来から、指定の性格については、単独行為であるか、あるいは公法上の契約であるか、その解釈につき明確性を欠いていた。昭和三十二年三月の法改正までは、「保険医又ハ保険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ医師、歯科医師又ハ薬剤師ニ就キ都道府県知事之ヲ指定ス、都道府県知事前項ノ指定ヲ為サントスルトキハ當該医師、歯科医師又ハ薬剤師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」と規定され、同意を要する単独行為であるかとも解されていた。昭和三十二年三月の法改正にあたっては、指定は一種の公法上の契約であるという見地に立ち、したがつて契約である以上必然的に、その行為の中に相手方の同意が包含されているので、「同意ヲ得ルコトヲ要ス」に該当する規定は設けなかつたのである。

この公法上の契約は、病院、診療所または薬局は、一定の療養の給付の担当方針等に従い、全国健康保険協会および健康保険組合のいずれの保険者に属する被保険者に対しても、療養の給付を行い、一方、その対価として診療報酬を請求しその支払いを受けるという双務契約であると解する。また、この公法上の契約は、付合契約の一種と考えられ、その契約の約款の内容については、療養の給付の範囲（第六十三条）、受給方法（第六十三条）、診療または調剤に従事し得る者（第六十四条、第七十一条）、療養の給付担当者の指定（第六十五条）、保険医療機関、保

険医等の責務（第七十条、第七十一条）、指導（第七十三条）、診療報酬（第七十六条）、質問および検査（第七十八条）、指定の辞退等（第七十九条）、指定の取消し（第八十条）、登録の取消し（第八十一条）、諮問（第八十二条）、弁明の機会の付与（第八十三条）等がそれぞれ法定されており、これらは、いわゆる法定約款に該当するものと解すべきであろう。

次に、指定とは、本来、保険者と病院等が第三者すなわち被保険者のために結ぶ契約について、保険者に代わり地方厚生（支）局長が締結するものである。

なぜ、保険者と病院、診療所または薬局とが直接契約を結ばず、地方厚生（支）局長が保険者に代わり契約を結ぶ、すなわち指定を行うのかといえば、それは、多数の保険者と莫大な数にのぼる病院、診療所または薬局とがいちいち相互に契約を結ぶことは、事実上不可能であり、また、診療担当方針、診療報酬等契約の内容が法定されている以上個々にそれぞれの特殊性に応じた内容の契約を結ぶという必要もなく、しかも、健康保険事業は、国が指導し、監督し、その発展を積極的に図つていくべき性格のものであるから、むしろ、地方厚生（支）局長が保険者に代わり医療機関等と契約を締結することが適当と考えられるからである。

また、指定の効力について、

「指定は、医療法に規定する病院若しくは診療所又は薬事法に規定する薬局について行われるものであるから、その廃止、開設者の死亡等により病院若しくは診療所又は薬局としての同一性が失われた場合には、保険医療機関又は保険薬局の指定の効力も同時に失われるものであること。（昭和三二年五月一五日保発第四二号）」「開設者変更のときは、同一性が失われるために指定の効力も当然失われ、あらためて指定を受けなければならない。（昭和三二年九月二日保険発第一二三号）」

開設の場所を変更したときも右と同様である。

また、保険医療機関または保険薬局に保険医または保険薬剤師が皆無になつた場合であつても、保険医療機関ま

たは保険薬局の指定の効力は当然に失効するものではなくなお存続する。

指定の遡及については、

「指定期日は地方社会保険医療協議会に諮問した日以後とすべきであつて、その日前に遡及して指定することは原則として認めない。ただし、保険医療機関又は保険薬局に指定された後当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者に異動（死亡等により）があつて、新たに指定を受けるときは遡及を認める。この場合第三者の権利関係に不利益を与えるおそれが全くないときに限られる。（昭和三二年七月一八日保険発第一〇四号）」

なお、次のような場合もこれに準じた取扱いとされている。すなわち、

「イ 同一施設において単に開設者に変更（死亡以外の理由）があつたのみで、患者は引き続き入院その他の診療を受けている場合

口 診療所を附近に移転し同日附で新旧診療所を開廃して入院その他の診療を引き続き行つてている場合には、前記昭和三十二年七月十八日保険発第一〇四号通知の場合に準ずるものとして指定期日を遡及することもやむを得ないものと考へる。ただし、口については、移転後の診療所と移転前の診療所との距離が至近の場合に限るものとする。

なお、いずれの場合にあっても、第三者の権利関係に不利益を与えるおそれがあるものについては、遡及して指定しないものである。（昭和三三年八月二一日保険発第一一〇号）」

(二) 「政令で定めるところ」

「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（以下「指定政令」という。）および「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（以下「指定省令」という。）」の定めるところによるという意味である。

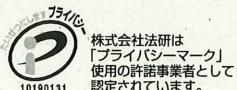
(三) 「病院若しくは診療所又は薬局」

# 健康保険法の解釈と運用

## 平成29年度版

昭和33年12月 初版発行  
平成29年7月 第12版発行

定価 本体 28,000円+税



発行所

株式会社 法 研

<http://www.sociohealth.co.jp>

発行者 東 島 俊 一

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104-8104)

電話 販売 (03) 3562-7671

編集 (03) 3562-7668

振替口座 00120-8-196899

九州事務所・福岡市中央区今泉1-12-8 (〒810-0021) ☎092-712-8305

法研関西・大阪市北区天神西町8-19 (〒530-0045) ☎06-6364-1884

法研中部・名古屋市中区丸の内3-7-19 (〒460-0002) ☎052-962-5821